

医科点数表第2章第10部 手術の通則の5及び6(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む)に掲げる手術に関する実施状況報告

・ 区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	47
イ	黄斑下手術等	1
ウ	鼓室形成手術等	12
エ	肺悪性腫瘍手術等	16
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	297

・ 区分2に分類される手術

ア	靱帯断裂手術等	3
イ	水頭症手術等	48
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	16
オ	角膜移植等	0
カ	肝切除術等	25
キ	子宮宇付属器悪性手術	0

・ 区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	3
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	15
ウ	パセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	3
エ	母指化手術等	1
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	2
キ	同種死体腎移植等	0

・ 区分4に分類される手術

	胸腔鏡下手術、腹腔鏡下手術	595
--	---------------	-----

・ その他の区分に分類される手術

ア	人工関節置換術	166
イ	乳児外科施設基準対象手術(1歳未満の乳児に対して行うもの)	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	102
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	132
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥種切除術及び冠動脈ステント留置術(合計)	299
	経皮的冠動脈形成術(小計)	86
	(内訳)経皮的冠動脈形成術(急性心筋梗塞に対するもの)	21
	(内訳)経皮的冠動脈形成術(不安定狭心症に対するもの)	8
	(内訳)経皮的冠動脈形成術(その他のもの)	52
	経皮的冠動脈粥腫切除術(小計)	5
	経皮的冠動脈ステント留置術(小計)	208
	(内訳)経皮的冠動脈ステント留置術(急性心筋梗塞に対するもの)	30
	(内訳)経皮的冠動脈ステント留置術(不安定狭心症に対するもの)	41
	(内訳)経皮的冠動脈ステント留置術(その他のもの)	137

※集計期間 令和7年1月～令和7年12月